料金徴収業務委託 入札参加者の皆様へ

料金徴収業務は、有料道路の窓口業務というべきものであり、正確な料金収受と心のこもったお客様への応対が必要となります。

また、天災や道路・駐車場内での事故等のトラブルがあり得ますので、受託業者の皆様には、料金徴収の現場への指導だけでなく、トラブルへの対応を行なっていただくとともに、必要に応じ道路公社の本社や出先事務所と迅速に連携できる体制を構築していただく必要があります。

1 入札に関する定めについて

入札の概要につきましては「入札公告(総合評価落札方式(提案評価方式)入札前審査型)」、 参加申込手続(書類作成)につきましては「料金徴収業務委託入札参加申込要領」、

入札方法につきましては「料金徴収業務委託業務提案書に係る説明書」及び「料金徴収業務 委託契約入札心得」

の内容を必ず把握したうえで申込願います。

それぞれのPDFデータは、道路公社ホームページの入札にかかるページ

(URL http://siz-road.or.jp/sz/public/) に掲示します。

また、設計図書、契約約款及び仕様書等の入札に関係する書類の配布も、道路公社ホームページでの配付(PDFデータの掲示)となっており、公社事務所での直接配付は行いませんので、御注意ください。

2 委託業務の概要(契約約款・特記仕様書を御確認ください。)

各道路における主な委託業務内容は、お客様から通行料金を現金で収受あるいは回数券等を回収して道路を通行いただくこと、お客様への回数券等の販売を行なうこと、その内容を帳票に記録し道路公社へ提出することとなります。

その他に、お客様の安全確保に必要な措置、関係施設の清掃、休日等における事故の初動対応 等、料金徴収に関連する業務を委託します。

業務内容は、道路により多少の差異がありますが、次の2箇所は特に業務形態が異なります。 ①伊豆中央道及び修善寺道路

業務そのものは他の道路と変わりませんが、合併採算制を採用しており、二つの有料道路でも料金体系などが同じであり、一つの事業者様において、併せて業務を行っていただきます。
②伊豆スカイライン

多区間道路であり料金収受機械等を導入しておりませんので、収受金・通行券類の管理、帳票作成等は単区間道路に比べかなり煩雑となります。

また、入口収受、出口精算という特殊な形態をとっており、お客様との応対についても他の 道路より時間が長く、比較的重要な要素となります。

3 変更点について

(入札方法の変更)

今年度から、契約期間が基本として3年間の複数年契約となります。また、それに伴い、入 札方式も単なる価格競争のみではなく、総合評価の要素を採用した形を試行いたします。

皆様には、長期間の業務について、どのような姿勢で業務に取り組み、いかに利用者サービスの向上に努めていただけるかを御検討いただいたうえで御参加いただければ幸いです。

(入札参加資格の変更)

今回は、業務品質の向上を目指すため、業種を絞らず、有料道路の徴収業務の実績を主たる 資格とさせていただいています。それに合わせ、会社の存する地域は静岡県内に限らず、少し 広く設定しております。ぜひ、有料道路の徴収業務について経験豊富な方々の御参加をいただ きたく存じます。(詳細は必ず入札公告を確認してください。)

(最低制限価格の変更)

入札時における最低制限価格の算出基準が変更となる予定です。

12月中旬を目途に、変更となった基準(最低制限価格制度実施要領)を公開する予定ですので、御確認ください。